

JA能美

ディスクロージャー誌

私たちの活動をご理解いただくために

令和元年度 平成31年4月1日～令和2年3月31日



ごあいさつ	1	① 保有有価証券平均残高	31
1. 経営理念・経営方針	2	② 保有有価証券残存期間別残高	32
2. 経営管理体制	2	③ 有価証券の時価情報	32
3. 社会的責任と貢献活動	3	④ 金銭の信託の時価情報	33
4. 事業の概況（令和元年度）	4	2. 共済取扱実績	
5. リスク管理の状況	8	(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	33
6. 事業のご案内	11	(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	34
【経営資料】		(3) 介護共済の介護共済金額、生活障害共済の 生活障害共済金額及び生活障害年金年額保 有高	34
I 決算の状況		(4) 年金共済の年金保有高	34
1. 貸借対照表	12	(5) 短期共済新契約高	34
2. 損益計算書	14	3. その他事業の実績	
3. キャッシュ・フロー計算書	16	(1) 購買品取扱高	35
4. 注記表	18	(2) 受託販売品取扱高	35
5. 剰余金処分計算書	21	(3) 保管事業取扱実績	35
6. 部門別損益計算書	22	(4) 加工事業取扱実績	35
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	24	(5) 利用事業取扱実績	35
8. 会計監査人の監査	24	(6) 指導事業の収支内訳	36
II 損益の状況		IV 経営諸指標	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	25	1. 利益率	36
2. 利益総括表	25	2. 貯貸率・貯証率	36
3. 資金運用収支の内訳	25	V 自己資本の充実の状況	
4. 受取・支払利息の増減額	26	1. 自己資本の状況	36
III 事業の概況		2. 自己資本の構成に関する事項	37
1. 信用事業		3. 自己資本の充実度に関する事項	38
(1) 貯金		4. 信用リスクに関する事項	39
① 種類別貯金平均残高	26	5. 信用リスク削減手法に関する事項	42
② 定期貯金残高	26	6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	43
(2) 貸出金		7. 証券化エクスポージャーに関する事項	43
① 種類別貸出金平均残高	27	8. 出資その他これに類するエクスポージャー に関する事項	43
② 貸出金金利条件別内訳残高	27	9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項	44
③ 貸出金担保別内訳残高	27	10. 金利リスクに関する事項	44
④ 債務保証見返額担保別内訳残高	27	【JAの概要】	
⑤ 貸出金使途別内訳残高	27	1. 機構図	46
⑥ 貸出金業種別残高	28	2. 役員	47
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	28	3. 組合員数	47
⑧ リスク管理債権額	29	4. 組合員組織の状況	47
⑨ 金融再生法開示債権区分 に基づく保全状況	29	5. 地区	48
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る 貸出金のリスク管理債権の状況	29	6. 沿革・歩み	48
⑪ 貸倒引当金内訳	31	7. 店舗等のご案内	48
⑫ 貸出金償却額	31		
(3) 内国為替取扱実績	31		
(4) 有価証券			

※ 信用事業を行う農業協同組合は農業協同組合法第54条の3の規定により、事業年度ごとに信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載したディスクロージャー誌を作成し、当JAの信用事業を行う全事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することが義務づけられています。

昨今の金融機関を巡る相次ぐ不祥事件が発生する中、金融機関にはこれまで以上に「透明性」「健全性」が求められています。ディスクロージャー誌は組合員並びに地域の皆さまが安心して当JAを利用していただけるよう、当組合の経営方針、社会的責任及び経営内容を明らかにするものです。

ごあいさつ



代表理事組合長
和田 憲光

向暑の候、組合員の皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より、JA能美の事業活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和元年11月22日に中華人民共和国(中国)湖北省武漢市で「原因不明のウイルス性肺炎」として最初に症例が確認されて以降、新型コロナウイルスによる感染症が世界各地で拡大し、WHO(世界保健機関)が2月11日にパンデミック(世界的な大流行)と表明しました。

多くの国で入国禁止措置が発表され、米欧アジア経済圏の往来が分断されたことで令和2年だけで世界経済の損失額が940兆円を超えるとの予測も報道され、景気の後退懸念が強まり株価も大きく下落する等大きな混乱が続いており、日本国内でも例にもれずあらゆる産業への影響は甚大となっています。

農業関係でも学校給食やイベント等の休止により、牛肉、野菜、花き等の価格下落等深刻さが増すなか、政府は緊急経済対策を取りまとめ4月30日には日本国内の事業や雇用を下支えすべく事業規模117兆円、過去最大の補正予算が成立しました。

このようななか、政府は全都道府県を緊急事態措置の対応とし、石川県を含む13都道府県を緊急警戒都道府県と位置づけ、緊急事態宣言が発令されました。

5月25日には47都道府県全てにおいて解除されたものの、一人一人が強い認識のもと「手洗い、うがい」「マスクの着用」の励行や「3密(密閉・密集・密接)」を避ける行動を確実に実行して行くことが、感染拡大の「第2波」や再拡大防止対策として最も重要と思われま

す。治療薬やワクチンの研究、開発も急ピッチで進められていますが、いずれにし

ましても一刻も早い収束を願うばかりです。

このような状況下、私たちの農業でも令和元年産コメの「卸段階」の在庫が昨年12月末時点で57万トンと過去5年間と比べ最も高い水準となり、JAや全農などの「出荷段階」の在庫265万トンと合わせ322万トンと前年比でも21万トン多い状況で推移しており、生産量は6万6,000トン減少したにもかかわらず、在庫が増加している要因として消費の減速が大きいとしています。

総務省の家計調査では、低迷のタイミングとしては消費税の引き上げられた昨年10月以降であると示し、また大手の米卸からは増税後の節約志向で特に家庭用の販売が厳しいとの実態も報告されました。

令和2年産米の需給に大きく影響することから販売の推進とともに全国的な転作の管理、強化も今後の大きな課題と考えられ、農家組合員とともにJAグループが一体となり、国民への理解を広げ、国内農業を守り抜かねばなりません。

一方、JAグループの指針である「食と農を基軸として、地域に根ざした協同組合」の実現に向け、「創造的自己改革の実践」をテーマに「持続可能な農業の実現」「豊かで暮らしやすい地域社会の実現」「協同組合としての役割発揮」を基本目標として、私たちJA能美でも「農業者の所得増大」「農業生産の拡大への更なる挑戦」「地域の活性化」への貢献を目指し、第7次中期経営計画の初年度として取り組んだ結果、確実な成果も得ることができました。

事業活動の成果としましては、当期剰余金で当初計画を上回る実績となりました。

この皆様のご協力、ご理解でいただいた成果につきましては、JA改革を進めて行くなか、第7次中期経営計画の初年度においても前3ヶ年計画と同様、地域農業の持続的発展や生活活動を支援することを目的に財務基盤の強化と併せ、目に見える形で応えるべく、事業分量配当で「主食用米の出荷」「大型農機の購入」「自動車の購入」に対してお返しする事で、今総代会でご承認をいただきました。

いずれにしても皆様のご利用、ご支援の賜と重ねて心より感謝申し上げます次第です。

迎えた令和2年度は、昨年度JAグループ石川広域合併構想を受け、加賀地区6JA(加賀、小松市、根上、能美、白山、松任)においては、昨年8月に「加賀地区JA合併研究会」を設立し、構想実現に向けてこれまで「地域農業の維持・発展」「組合員サービスの向上」「JA経営の安定化」を目指し、将来あるべきJAの姿を研究するとともに、合併前の経営改善の検討や広域合併の機能強化・経営安定化の備えを進めてきました。

引き続き、6JAによる合併の検討を重ね、本年度中に合併推進協議会の設置に向けた議論を深めるとともに、第7次中期経営計画の第2年度として第6次経営計画からの変わらぬ基本目標である、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現を目指して、全部門一体となって取り組んでまいります。

合わせて、青壮年部・女性部活動と歩を合わせた支店協同活動等を通して組合員の皆様や地域の方々との交流を深め、いただいた意見・意向をJA運営に反映するなど参加・参画活動をさらに進めることで、組合員・利用者の皆様から信頼され選ばれる組織づくりにも取り組んでまいります。

今般、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆様当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月

1. 経営理念・経営方針

経営理念

- 食と農を基軸として地域に根ざし地域に必要とされる協同組合としての役割を発揮して、持続可能な農業の確立と相互扶助の精神に基づいた豊かで暮らしやすい地域社会の実現をめざします。

経営方針

◇全体

以下の5つの基本目標に向けて取り組みます。

1. 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」へのさらなる挑戦
2. 「地域の活性化」への貢献
3. 組合員の「アクティブ・メンバーシップ」の確立
4. 自己改革の実践を支える経営基盤の確立・強化
5. 地域に根ざした協同組合活動を支える人づくり

◇営農・経済事業部門

地域に根差した組織として、「持続可能な農業」の実現を目指し、農家組合員の営農と生活を守り、地域の活性化に取り組みます。また、この実現に向けて「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を重点課題として掲げ、農地フル活用による生産振興と販売力の強化、「産地づくり」による農業生産の拡大、担い手の育成・支援、農業への理解促進、農産物の消費拡大などに、農業者とともにこれまで以上に強力に取り組み、その役割を十分に発揮していくことに注力します。また、「食と農」を軸に、「安全・安心」「豊かで暮らしやすい」地域社会の実現に向けて、地域とのつながりを強化する活動を展開し活力のある地域社会づくりにも取り組みます。

◇信用事業部門

総合事業の強みを十分に活かし、食と農を基軸として地域に根ざし地域に必要とされる金融機関としての活動を実践します。また、組合員・利用者の皆様の多様なニーズに的確に応えるため、より求められる提案・相談機能を充実させ、豊かで暮らしやすい地域社会実現のための役割を担います。

◇共済事業部門

組合員・利用者の皆様への訪問活動強化と、次世代層の皆様との新たなつながりの創出により、地域に密着した事業活動を展開します。また、タブレット端末を活用した手続きの簡素化と契約者対応力の強化に加え、ニーズを的確に捉えた提案により、永続的な保障提供に向けた健全性・信頼性の向上を目指します。

2. 経営管理体制

経営管理体制

◇経営執行体制

〔理事会制度〕

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の意思を経営に反映するため、地域組合員から選任された理事のほか、信用事業については専任担当として業務精通理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 社会的責任と貢献活動

(1) 農業振興活動

I. 当JAは、地域農業を守り組合員の社会的地位の向上と地域から愛されるJA活動をめざし、次の事業を通じて地域社会に貢献しています。

① 自己改革に関する取り組み

自己改革に関する基本目標として、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を掲げています。農業者の世代交代による担い手不足、農産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による地域社会の疲弊等の厳しい環境変化のなか、基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に新たな事業展開に取り組んでまいります。

② 学童の体験農園を通じ、子供たちや地域の皆様に対して農業への理解を深めています。

③ 農業まつり等を通じ、食への理解とおいしく安全な食料をPRするとともに、その安定供給に努めています。

④ 農産物直売所を設け、管内の新たな生産者を育成するとともに、地元産農産物の販売促進活動を通して地域農業の振興に取り組んでいます。

⑤ 農業者の所得税確定申告の相談を行うとともに、申告に必要なデータをJA系統独自のシステムで管理し、申告作業を支援しています。

⑥ JAが農業会計ソフトを導入して、地域の担い手農家、集落営農組織等に対する会計支援を行っています。

⑦ 管内産米の供給拠点であるJAグリーンでの直接販売を行うことで、管内産米の消費拡大に取り組んでいます。

⑧ 水田フル活用による取り組みで玉ねぎの産地化を目指し、園芸産地振興による地産地消に取り組んでいます。

II. 地域密着型金融への取り組み(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況を含む)

① 農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援（JAバンク石川の農業メインバンク機能強化への取組み）

当JAは、地域における農業者との結びつきを強化し、地域を活性化するため、次の取組みを行っています。

ア. 農業融資商品の適切な提供・開発

各種プロパー農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。

令和2年3月末時点において、農業関係資金残高314百万円を取扱っています。

(注) 農業関係の貸出金とは、農業者及び農業関連団体等に対する貸出金であり、農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

営農類型別や資金種類別の農業資金、及び農業資金の受託貸付金の取扱状況についてはP 28～29の主要な農業関係の貸出金残高をご覧ください。

イ. 担い手のニーズに応えるための体制整備

当JAは、地域の農業者との関係を強化・振興するための体制整備に取り組んでいます。農業融資担当者が、営農・経済部門からもたらされた情報も含めて把握し、農業融資に関する訪問・資金提案活動を行っています。また、本店には「担い手金融リーダー」を設置し、農業融資担当者の活動をサポートしています。

② 担い手の経営のライフサイクルに応じた支援

ア. 新規就農者の支援

新規就農者の経営と生活をサポートするため、就農支援資金を取り扱っています。

(単位：件、百万円)

資金名	実行件数	実行金額	令和2年3月末残高
就農支援資金(転貸)	—	—	—
合計	—	—	—

イ. 対応力向上のための職員教育

農業者に対する支援活動を展開する中で、職員の対応力を高めるため、セミナーの受講や資格取得を奨励しています。

セミナー・資格名等	主催者	有資格者
農業経営アドバイザー資格	日本プロ農業総合支援機構	15名

- ③ 経営の将来性を見極める融資手法を始め、担い手に適した資金供給手法の提供
当JAでは、担い手の経営実態やニーズに適した資金の提供に努めています。

ア. 負債整理資金による軽減支援

農業者の債務償還負担を軽減し、経営再建を支援するため、負債整理資金を取り扱っています。

【令和元年度負債整理資金の貸出実績】

(単位：件、百万円)

資金名	実行件数	実行金額	令和2年3月末残高
農業経営負担軽減支援資金	—	—	—
畜産特別資金	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

- ・ 農業経営負担軽減支援資金は、営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借換えのための制度資金であり、JAなどの融資機関において取り扱っています。
- ・ 畜産特別資金は、過去の負債の償還が困難な畜産経営者に対する長期・低利の借換資金であり、JAなどの融資機関において取り扱っています。

- ④ 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域育成への貢献

ア. 災害被災者への支援

災害対策窓口の設置、災害対策資金の創設や個別融資先の経営状況に応じた償還条件の緩和等の対応を行っています。

イ. JAバンク食農教育応援事業の展開

地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、農業体験学習の受け入れ等に取組んでいます。

活動名	活動内容
学童農園	水稻（田植え、稲刈り）、ジャガイモ栽培等

(2) 地域貢献活動

- ① 中山間地域における買い物弱者への対応として、買い物支援事業を行なっております。
また、当該事業は能美市との連携の下、独居老人等を見守る活動としても機能させており、石川県の地域見守りネットワークへの加盟も含め、事業活動を通じた地域貢献に努めています。
- ② 年金友の会の活動を通して、地域の方々の交流と健康増進のお手伝いをしています。
- ③ 各支店において、定期的な年金無料相談会を開催しています。
- ④ 女性部活動の一環として、カルチャー活動のほか、加工部会を通じた地元産食材を使った加工食品の商品化と地域の食文化の発信に取り組んでいます。
- ⑤ 青壮年部活動の一環としては、「カーブミラー清掃」、「福祉施設への新米贈呈」など、地域内におけるボランティア活動に積極的に参加しています。
- ⑥ ホームページを活用し、地域の方々にとって有益な情報提供を行うとともに、月間広報誌（9月は欠号）「JAN」を発行して、適時広範な情報提供に努めています。
- ⑦ 地産地消・食農教育・農福連携の活動として関係機関と連携し、様々なイベントへの参加等を通じて管内農業や農産物の普及・振興に努めています。

4. 事業の概況（令和元年度）

◇全体的な概況〔取り組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕

令和元年11月に中華人民共和国湖北省武漢市で新型コロナウイルスの症例が最初に確認されて以降世界各地で拡大し、WHO（世界保健機関）が2月にパンデミック（世界的な大流行）と表明しました。

多くの国で入国禁止措置が発表され欧米アジア経済圏の往来が分断されたことで、令和2年だけで世界経済の損失額が940兆円を超えるとの予測も報道され景気の後退懸念が強まり、日本国内でも例にもれずあらゆる産業への影響は甚大となっています。

農業関係でも学校給食やイベント等の休止により、牛肉、野菜、花き等の価格下落等深刻さが増すなか、令和元年産米の「卸段階」の在庫が昨年12月末時点で57万トンと過去5年間と比べ最も高い水準となり、主な要因として消費の減速が大きく、令和2年産の需給にも大きく影響することが懸念されます。

このような中、JAグループの指針である「食と農を基軸として、地域に根ざした協同組合」の実現に向け、「創造的自己改革の実践」をテーマに「持続可能な農業の実現」「豊かでくらしやすい地域社会の実現」「協

同組合としての役割発揮」を基本目標として、JA 能美でも「農業所得の増大」「農業生産の拡大への更なる挑戦」「地域の活性化」への貢献を目指し、第7次中期経営計画の初年度として、ALM 委員会や財務管理委員会での協議を通じてリスク管理態勢を強化するとともに、法令等を遵守する職場風土の構築をめざし、コンプライアンス委員会の機能発揮により役員が先頭に立ったコンプライアンスプログラムに基づく実践に取り組んでまいりました。

また、会計監査人監査の受監に向けた内部統制整備を組織を挙げて進めるとともに、その運用・定着状況については組合長に直属した監査室による内部監査を実施した結果、確実な成果も得ることができました。その他の事業部門においては、次年度に向けた課題もある中で主要課題への取り組みが進みました。

この結果、事業総利益は1,271百万円（計画：1,346百万円）と計画を下回りましたが、税引前当期利益では222百万円（計画：205百万円）と計画を上回り、当期剰余金においても169百万円（計画：145百万円）を確保することができました。また、財務状況については、総資産が800百万円あまり増加したなか、自己資本比率では段階的に規制が強化されたバーゼルⅢ国内基準において26.40%（前年度比△0.23ポイント）と高い水準を確保することができ、着実に財務基盤の強化を進めることができました。

◇信用事業〔活動・実績〕

総合事業の展開から得られる良質で高度なサービスの提供によって、地域に根ざし地域に必要とされる組織としてその役割を果たす取り組みを行いました。また、組合員・利用者の皆様とのつながり強化に努めるとともに、組合員・利用者の皆様の目線に立った相談・提案活動に取り組むことで生活設計と資産形成に寄与することができました。

◇共済事業〔活動・実績〕

地域に必要とされるJA共済を目指し、組合員・利用者の皆様に3Q訪問活動による安心の提供と、ライフステージに応じたプランの提案を行いました。また、様々なイベントを通し、次世代層の皆様に対するJA共済の普及広報活動にも積極的に取り組みました。

さらに、農業経営の安定化に向けた農業リスク診断活動を通して、農業者が早期にリスクを認識し、対策が講じられるよう万全な保障の提供に取り組みました。

◇農業関連事業〔活動・実績〕

需要動向に応じた米づくりへの生産者の理解が進み、「コシヒカリ」から「ゆめみづほ」や「ひゃくまん穀」へと作付けがシフト・分散されたことで、昨年は記録的な猛暑でありましたが、適期刈取りによる品質低下防止につながり、実需者が求める高品位の米をバランスよく販売できました。また、園芸産地振興による水田フル活用の取り組み等、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」が大きく前進した年となりました。

◇生活関連事業〔活動・実績〕

消費税増税後の消費の落ち込みが収まらない中、大型台風の影響による「秋の収穫祭」初の屋内開催等「食」と「農」を中心とした安全・安心な事業活動を展開しました。各事業部門では人と人とのつながりを大切に、さらに一歩踏み込んだサービスを提供することで、組合員・地域の皆様に喜ばれ支持される取り組みを進めました。

◆対処すべき重要な課題

① 自己改革に関する取り組み

自己改革に関する基本目標として、「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」を掲げています。

農業者の世代交代による担い手不足、農産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による地域社会の疲弊等の厳しい環境変化のなか、この基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に以下の項目に取り組んでまいります。

② 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」へのさらなる挑戦

地域農業を支えリードする担い手を育成・支援し、また多様なニーズに応える取り組みで「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を実現します。

③ 「地域の活性化」への貢献

総合事業から創り出される組織機能を発揮し、地域と組合員の求めに応える取り組みで「地域の活性化」に貢献します。

④ 組合員の「アクティブ・メンバーシップ」の確立

組合員のアクティブ・メンバーシップを確立し、JAの組織基盤の強化に継続して取り組みます。

- ⑤ 自己改革の実践を支える経営基盤の確立・強化
自己改革の実践を支えるガバナンスと持続可能な経営基盤の確立・強化をはかるとともに、新たな組織整備にも取り組みます。
- ⑥ 地域に根ざした協同組合活動を支える人づくり
協同組合理念に根ざした協同組合活動を支えるホスピタリティ精神を備えた人材の育成に取り組みます。

◇業務の適正を確保するための体制

当JAでは、法令遵守等の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、平成30年10月理事会にて次のとおり決議しております。

内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底等、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者に安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めるものとする。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- (3) 内部監査部署を設置し、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。内部監査の結果、改善要請を受けた部署については、速やかに必要な対策を講じる。
- (4) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度を活用し、法令違反等の未然防止に努める。
- (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が適正な監査を行えるよう、三者が密接に連絡できる体制を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- (2) 組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職制・機構、業務分掌、指示命令システムを明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するために必要な体制を整備する。

- (2) 監事と定期的な協議を実施し、十分な意思疎通をはかる。
- (3) 内部監査担当部署に対して監事と十分な連携を行うよう指示する。

6. 組合における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各業務が適正かつ効率的に執行されるよう、規程やマニュアル、業務フロー等の業務処理に係る内部統制を整備する。
- (2) 業務処理に係る内部統制が運用されるよう、定期的な検証と是正を行う。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- (4) 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任」をディスクロージャー誌に記載して表明する。

以上

5. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理態勢と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益の低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的なリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し、能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

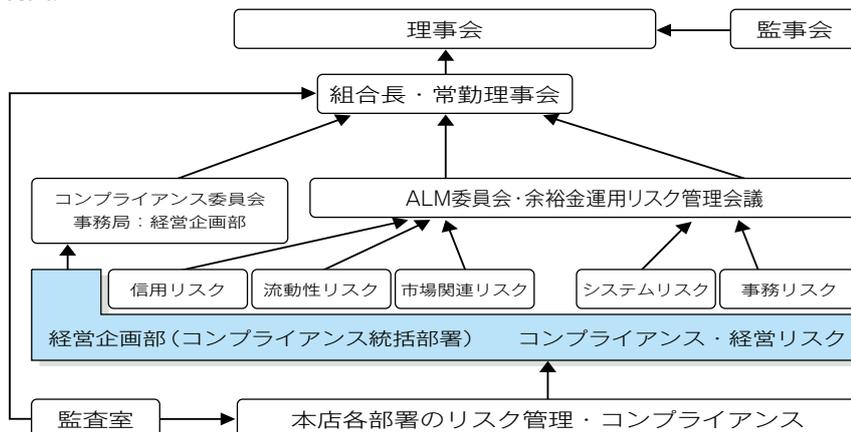
⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、来店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、内部規程・マニュアルなどを策定しています。

〔リスク管理体制図〕



【管理体制】

● ALM 委員会・余裕金運用リスク管理会議（両会議とも月次開催）

ALM 委員会では、運用・調達全体における金利感応度分析及び当面の金利・相場見通しを検証。運用リスク管理会議においては、前月末までの余裕金運用実績、有価証券の損益状況、金融機関・債券発行体に対する与信状況等を検証。

● リスク管理委員会

月次の業務フローチェック、自店検査の結果からリスクの所在を明らかにし、業務改善指導を行う。

● コンプライアンス委員会

コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムや関係諸規程の見直し、進捗状況の確認などを行っています。

● 監査室

内部監査を通して各種リスクの所在を把握し、改善を要する事項については常勤役員及び部門長とのヒアリングで改善指導を行なっています。

◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス管理者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

〔個人情報保護方針〕

当 JA は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当 JA の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当 JA は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当 JA は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当 JA は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わ

らず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当 JA は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当 JA は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第 2 条第 6 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 2 条第 4 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当 JA は、匿名加工情報（保護法第 2 条第 9 項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当 JA は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当 JA は、番号利用法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当 JA は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上、必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者への提供は、致しません。

8. 開示・訂正等

当 JA は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第 2 条第 7 項に規定するデータをいいます。

9. 質問・苦情窓口

当 JA は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当 JA は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【情報セキュリティ基本方針】

当 JA は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当 JA の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当 JA は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当 JA は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当 JA は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当 JA は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当 JA は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

【金融商品の勧誘方針】

当 JA は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除く、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう従業員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇金融 ADR 制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

（当 JA の苦情等受付窓口（電話：0761-57-3505（月～金 8時30分～17時））

② 紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・信用事業
金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）
（信用事業の紛争解決措置利用にあたっては、①の窓口または JA バンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出下さい。）
- ・共済事業
（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>
（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp/>
（公財）日弁連交通事故相談センター <http://www.n-tacc.or.jp/>
（公財）交通事故紛争処理センター <http://www.jcstad.or.jp/>
日本弁護士連合会 弁護士保険 ADR
（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）
（各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましても、上記ホームページをご覧くださいか、①の窓口にお問い合わせ下さい。）

◇内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当 JA の本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとされていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融円滑化体制

〔金融円滑化にかかる基本方針〕

平成21年12月金融円滑化法施行以来、合計7件43百万円（令和2年3月31日まで）の貸付条件変更申込があり、当該取引先のキャッシュ・フロー検証や対象中小企業等の業況・特性をも踏まえた審査の結果、全件について対応処理いたしました。

なお、貸付条件変更先については、定期的な訪問等により債務者の経営状況の把握に努め、適切な経営指導・経営改善支援等に努めております。

6. 事業のご案内

〔信用事業〕

信用事業は、貯金・融資・為替決済などの金融サービスを提供することにより農業をはじめ地域社会の発展に貢献しています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクとして大きな力を発揮しています。

1. 貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまにもお気軽にご利用いただけるよう貯金の種類として当座貯金・普通貯金・貯蓄貯金・定期貯金・定期積金などの各種貯金を目的・期間にあわせてご利用いただいています。

2. 融資業務

組合員への融資を始め、地域の皆さまの暮らしや、事業に必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体・農業関連産業などへも融資し、地域経済の発展に貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫（旧農林公庫）等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

3. 為替決済業務

全国の JA をはじめ、すべての民間金融機関とオンライン提携し、送金・振込・代金取立等の内国為替業務を行っています。

貯金ネットサービスは都銀・地銀をはじめとする民間金融機関と CD オンライン提携しており全国の金融機関の CD・ATM 利用が可能となっています。

また、給与・年金等口座振替業務についてもお取り扱いしています。

4. 国債の窓口販売業務

個人向け国債及び中・長期利付国債の窓口販売業務を行っています。

〔共済事業〕

JA 共済は、JA が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

長期共済 終身共済、定期生命共済、養老生命共済、こども共済、医療共済、がん共済、
定期医療共済、介護共済、年金共済、建物更生共済

短期共済 火災共済、自動車共済、傷害共済、賠償責任共済、定額定期総合共済、自賠償共済

〔経済事業〕

JA は信用・共済事業の他に、農業から生活までに関わるさまざまな事業を行っています。

1. 農業に関わる事業

JA は肥料や農薬等の生産資材の販売、米や野菜などの農産物の生産・販売、育苗センター・ライスセンター・カントリーエレベーター・選果場等の農業関連施設の利用事業、営農指導・相談を行っています。

2. 生活に関わる事業

JA は日用品・プロパンガス・ガソリン・車など生活に関わる用品を販売しています。また、旅行の手配や生活福祉事業（健康管理活動・生きがいづくり活動）を行っています。

I 決算の状況

1. 貸借対照表

科 目 (資産の部)	資 産	
	平成30年度	令和元年度
1. 信用事業資産	71,801,075	72,344,472
(1) 現金	171,766	158,472
(2) 預金	58,101,144	60,366,987
系統預金	58,090,808	60,361,865
系統外預金	10,335	5,121
譲渡性預金	—	—
(3) 買入金銭債権	—	—
(4) 商品有価証券	—	—
(5) 金銭の信託	—	—
(6) 有価証券	315,410	313,540
(7) 貸出金	13,201,164	11,469,445
(8) その他の信用事業資産	67,197	48,185
未収収益	34,082	30,506
その他の資産	33,114	17,679
(9) 債務保証見返	—	—
(10) 貸倒引当金	△55,608	△12,160
2. 共済事業資産	16,463	16,605
(1) 共済貸付金	△80	—
(2) 共済未収利息	—	—
(3) その他の共済事業資産	16,544	16,605
(4) 貸倒引当金	—	—
3. 経済事業資産	740,683	861,572
(1) 受取手形	—	—
(2) 経済事業未収金	214,773	211,216
(3) 経済受託債権	220,517	319,548
(4) 棚卸資産	292,061	293,152
購買品	283,511	279,427
その他の棚卸資産	8,550	13,724
(5) その他の経済事業資産	14,122	37,944
(6) 貸倒引当金	△791	△288
4. 雑資産	85,444	176,005
5. 固定資産	1,871,901	1,900,202
(1) 有形固定資産	1,869,388	1,898,389
建物	2,564,814	2,639,147
機械装置	986,466	991,143
土地	718,366	718,810
リース資産	28,728	28,728
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	998,270	1,011,281
減価償却累計額	△3,427,258	△3,490,721
(2) 無形固定資産	2,513	1,812
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	2,513	1,812
6. 外部出資	2,895,403	2,896,413
(1) 外部出資	2,895,403	2,896,413
系統出資	2,809,049	2,809,049
系統外出資	86,354	86,214
子会社等出資	—	1,150
(2) 外部出資等損失引当金	—	—
7. 前払年金費用	—	19,764
8. 繰延税金資産	28,439	24,749
9. 再評価に係る繰延税金資産	—	—
10. 繰延資産	—	—
資産の部合計	77,439,411	78,239,785

負債及び純資産		
科目	平成30年度	令和元年度
(負債の部)		
1. 信用事業負債	69,011,481	69,619,887
(1) 貯金	68,863,307	69,419,675
(2) 譲渡性貯金	—	—
(3) 借入金	9,998	7,946
(4) その他の信用事業負債	138,175	192,264
未払費用	28,551	21,165
その他の負債	109,624	171,099
(5) 債務保証	—	—
2. 共済事業負債	768,329	709,823
(1) 共済借入金	△80	—
(2) 共済資金	590,987	529,159
(3) 共済未払利息	1	—
(4) 未経過共済付加収入	171,142	174,512
(5) 共済未払費用	5,032	5,256
(6) その他の共済事業負債	1,246	894
3. 経済事業負債	618,604	755,360
(1) 支払手形	—	—
(2) 経済事業未払金	271,730	312,603
(3) 経済受託債務	331,498	411,376
(4) その他の経済事業負債	15,376	31,381
4. 設備借入金	—	—
5. 雑負債	170,394	144,109
(1) 未払法人税等	42,782	40,738
(2) リース債務	7,541	4,189
(3) 資産除去債務	—	—
(4) その他の負債	120,071	99,181
6. 諸引当金	74,160	75,392
(1) 賞与引当金	40,960	40,250
(2) 退職給付引当金	2,498	—
(3) 役員退職慰労引当金	30,702	35,142
(4) ポイント引当金	—	—
7. 繰延税金負債	—	—
8. 再評価に係る繰延税金負債	—	—
負債の部合計	70,642,970	71,304,573
(純資産の部)		
1. 組合員資本	6,785,293	6,925,416
(1) 出資金	1,249,780	1,258,530
(2) 再評価積立金	—	—
(3) 資本準備金	—	—
(4) 利益剰余金	5,538,793	5,671,106
利益準備金	2,513,862	2,513,862
その他利益剰余金	3,024,930	3,157,244
任意積立金	2,787,440	2,897,413
リスク管理積立金	1,319,725	1,431,974
農業経営基盤積立金	—	—
施設整備積立金	—	—
記念事業積立金	—	—
福祉事業積立金	—	—
税効果積立金	30,770	28,495
宅地等供給事業積立金	—	—
農業経営事業積立金	—	—
特別積立金	1,436,943	1,436,943
当期末処分剰余金	237,489	259,831
(うち当期剰余金)	(143,544)	(169,642)
(5) 処分未済持分	△3,280	△4,220
2. 評価・換算差額等	11,147	9,794
(1) その他有価証券評価差額金	11,147	9,794
(2) 土地再評価差額金	—	—
純資産の部合計	6,796,440	6,935,211
負債及び純資産の部合計	77,439,411	78,239,785

※千円未満端数処理により合計が合わない場合があります。

2. 損益計算書

科 目	平成30年度	令和元年度
1. 事業総利益	1,260,524	1,271,928
事業収益	—	3,755,383
事業費用	—	2,483,454
(1) 信用事業収益	545,713	518,860
資金運用収益	504,402	476,550
(うち預金利息)	(283,605)	(279,877)
(うち有価証券利息)	(1,293)	(1,296)
(うち貸出金利息)	(138,137)	(109,438)
(うちその他受入利息)	(81,365)	(85,937)
役務取引等収益	19,562	19,818
その他事業直接収益	—	—
その他経常収益	21,749	22,491
(2) 信用事業費用	132,408	88,979
資金調達費用	30,826	24,013
(うち貯金利息)	(28,235)	(21,372)
(うち給付補填備金繰入)	(1,584)	(1,458)
(うち譲渡性貯金利息)	(—)	(—)
(うち借入金利息)	(167)	(140)
(うちその他支払利息)	(838)	(1,042)
役務取引等費用	8,784	8,841
その他事業直接費用	—	—
その他経常費用	92,796	56,123
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△8,669)	(△43,447)
(うち貸出金償却)	(—)	(—)
信用事業総利益	413,305	429,881
(3) 共済事業収益	481,351	467,495
共済付加収入	435,311	416,891
共済貸付金利息	73	1
その他の収益	45,966	50,602
(4) 共済事業費用	27,619	25,654
共済借入金利息	75	—
共済推進費	9,710	8,265
共済保全費	2,189	1,954
その他の費用	15,644	15,435
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(—)
(うち貸倒金償却)	(—)	(—)
共済事業総利益	453,731	441,841
(5) 購買事業収益	2,560,428	2,425,750
購買品供給高	2,439,612	2,300,940
購買手数料	12,479	15,108
修理サービス料	87,633	87,354
その他の収益	20,702	22,345
(6) 購買事業費用	2,284,974	2,161,825
購買品供給原価	2,135,792	2,011,619
購買供給費	114,292	111,602
修理サービス費	—	—
その他の費用	34,889	38,603
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△128)	(△478)
(うち貸倒損失)	(—)	(—)
購買事業総利益	275,454	263,924
(7) 販売事業収益	102,303	102,726
販売品販売高	—	—
販売手数料	88,067	88,729
その他の収益	14,236	13,996
(8) 販売事業費用	22,309	23,477
販売品販売原価	—	—
販売費	—	—
検査経費	768	681
その他の費用	21,541	22,795
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△2)	(△24)
(うち貸倒損失)	(—)	(—)
販売事業総利益	79,993	79,248

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
(9)保管事業収益	32,086	33,949
(10)保管事業費用	18,270	16,332
保管事業総利益	13,816	17,616
(11)加工事業収益	31,479	23,631
(12)加工事業費用	24,173	15,212
加工事業総利益	7,305	8,419
(13)利用事業収益	263,045	268,934
(14)利用事業費用	211,807	209,186
利用事業総利益	51,237	59,748
(15)その他事業収益	12,741	12,270
(16)その他事業費用	12,591	12,020
その他事業総利益	150	249
(17)指導事業収入	10,976	5,983
(18)指導事業支出	45,448	34,985
指導事業収支差額	△34,471	△29,001
2. 事業管理費	1,106,973	1,094,851
(1)人件費	863,649	846,151
(2)業務費	44,081	58,336
(3)諸税負担金	46,150	37,818
(4)施設費	148,168	148,903
(5)その他費用	4,924	3,641
事業利益	153,550	177,076
3. 事業外収益	41,729	44,274
(1)受取雑利息	203	230
(2)受取出資配当金	36,302	36,465
(3)賃貸料	2,940	3,661
(4)償却債権取立益	—	—
(5)雑収入	2,283	3,917
4. 事業外費用	—	—
(1)支払雑利息	—	—
(2)貸倒損失	—	—
(3)寄付金	—	—
(4)賃貸費用	—	—
(5)雑損失	—	—
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(—)
経常利益	195,280	221,351
5. 特別利益	10,100	24,641
(1)固定資産処分益	404	90
(2)一般補助金	1,322	16,015
(3)特定資産特別勘定戻入	—	—
(4)その他の特別利益	8,373	8,535
6. 特別損失	13,573	23,959
(1)固定資産処分損	226	193
(2)固定資産圧縮損	1,190	16,015
(3)減損損失	12,156	7,751
(4)その他の特別損失	—	—
税引前当期利益	191,807	222,033
法人税、住民税及び事業税	50,194	48,184
法人税等調整額	△1,931	4,207
法人税等合計	48,263	52,391
当期剰余金	143,544	169,642
当期首繰越剰余金	81,788	78,230
リスク管理積立金取崩額	12,156	7,751
税効果積立金取崩額	—	4,207
記念事業積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	237,489	259,831

※千円未満端数処理により合計が合わない場合があります。

3. キャッシュ・フロー計算書

科 目	平成30年度	令和元年度
1.事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	191,807	222,033
減価償却費	109,698	108,123
減損損失	12,156	7,751
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△8,791	△43,950
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,040	△710
退職給付引当金の増減額(△は減少)	5,623	1,941
その他引当金等の増減額(△は減少)	—	—
信用事業資金運用収益	△504,402	△476,550
信用事業資金調達費用	30,826	24,013
共済貸付金利息	△73	△1
共済借入金利息	75	—
受取雑利息及び受取出資配当金	△36,308	△36,484
支払雑利息	—	—
為替差損益	—	—
有価証券関係損益(△は益)	—	—
固定資産売却損益(△は益)	△178	102
外部出資関係損益(△は益)	—	—
賃貸資産に係る減価償却費	—	—
固定資産圧縮損	—	16,015
固定資産処分費用	—	—
資産除去債務関連損益	—	—
一般補助金収益	—	△16,015
特定資産特別勘定関係損益	—	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減(△)	1,700,851	1,731,718
預金の純増減(△)	△1,350,000	△2,394,118
貯金の純増減(△)	129,074	556,368
信用事業借入金の純増減(△)	△2,023	△2,051
その他信用事業資産の純増減(△)	△9,539	15,378
その他信用事業負債の純増減(△)	39,536	62,322
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減(△)	8,917	△80
共済借入金の純増減(△)	△9,043	80
共済資金の純増減(△)	165,160	△61,827
その他共済事業資産の純増減(△)	1,219	△61
その他共済事業負債の純増減(△)	△438	3,242
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減(△)	9,743	3,557
経済受託債権の純増減(△)	△126,490	△125,030
棚卸資産の純増減(△)	11,622	△1,091
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	△177,540	40,873
経済受託債務の純増減(△)	210,698	79,877
その他経済事業資産の純増減(△)	427	2,178
その他経済事業負債の純増減(△)	2,109	16,004

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の純増減(△)	10,465	△110,881
その他負債の純増減(△)	△27,505	△8,668
未払消費税の純増減(△)	13,927	△15,572
信用事業資金運用による収入	507,169	480,181
信用事業資金調達による支出	△38,360	△32,246
共済貸付金利息による収入	173	1
共済借入金利息による支出	△177	△1
事業分量配当金の支払額	△19,124	△18,778
小 計	852,326	27,645
雑利息及び出資配当金の受取額	36,308	36,484
雑利息の支払額	—	—
法人税等の支払額	△41,537	△50,228
事業活動によるキャッシュ・フロー	847,097	13,900
2.投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	—	—
有価証券の売却等による収入	—	—
金銭の信託の増加による支出	—	—
金銭の信託の減少による収入	—	—
固定資産の取得による支出	△77,652	△160,297
固定資産の売却による収入	565	561
補助金の受入による収入	1,322	16,015
外部出資による支出	△928,000	△1,010
外部出資の売却等による収入	46,833	—
固定資産の処分に伴う支出	—	—
資産除去債務の履行による支出	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△956,930	△144,731
3.財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	—	—
設備借入れの返済による支出	—	—
出資の増額による収入	39,010	47,360
出資の払戻しによる支出	△38,810	△38,610
回転出資金の受入による収入	—	—
回転出資金の払戻しによる支出	—	—
持分の取得による支出	△3,280	△4,220
持分の譲渡による収入	4,480	3,280
出資配当金の支払額	△18,556	△18,549
	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△17,156	△10,739
4.現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5.現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△126,988	△141,570
6.現金及び現金同等物の期首残高	461,019	334,030
7.現金及び現金同等物の期末残高	334,030	192,460

※千円未満端数処理により合計が合わない場合があります。

4. 注記表 (令和元年度)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
・満期保有目的の債券……償却原価法(個別法による定額法)
・関連会社株式……移動平均法による原価法
・その他有価証券
イ. 時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
ロ. 時価のないもの……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・購買品(生産資材・燃料等)……総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・購買品(農機・自動車)……個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・購買品(小売店舗品・部品等)……売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・その他の棚卸資産……主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 10年～50年 機械装置 2年～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
自社利用のソフトウェア5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができている債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。

(追加情報)

従来、正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に係る貸倒引当金については、貸倒実績率を補正する方法として、租税特別措置法施行令に基づく法定繰上率を適用していましたが、総合的な監督指針の改正を踏まえた資産の償却・引当規程の変更に伴い、当該事業年度より将来の損失発生見込みに基づき補正する方法に変更しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(5) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

(2) 貸借対照表の表示方法

前事業年度において区分掲記していた「共済貸付金」は金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度より2共済事業資産(2)その他の共済事業資産に含めて表示しています。なお、共済貸付金の残高は、前事業年度は△80千円、当事業年度はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,480,037千円であり、その内訳は次のとおりです。

- ① 建物 493,241千円
- ② 機械装置 436,969千円
- ③ 土地 14,421千円
- ④ その他の有形固定資産 535,406千円

(2) 担保に供した資産

系統定期預金1,000,000千円を為替決済の担保に、系統外定期預金3,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額	48,351千円
理事および監事に対する金銭債務の総額	ありません

(4) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権はありません。また延滞債権額は51,981千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,981千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 減損会計に関する注記

① グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・施設ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店及び農業関連施設等の共同利用施設については、独立したキャッシュフローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュフローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

- ② 減損損失を認識した資産または資産グループの概要
 当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
辰口セルフ給油所	営業用店舗	土地・建物等	
旧山上第一支店	遊休	土地・建物等	業務外固定資産

③ 減損損失の認識に至った経緯

辰口セルフ給油所については、営業収支が2期連続赤字であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少金額を減損損失として認識しました。

また旧山上第一支店については、回収可能価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

④ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

辰口セルフ給油所	6,969千円(土地 305千円 建物等 6,664千円)
旧山上第一支店	782千円(土地 241千円 建物等 541千円)
合計	7,751千円(土地 546千円・建物等 7,205千円)

⑤ 回収可能価額の算定方法

辰口セルフ給油所の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は、固定資産税評価額に基づき算定しております。

旧山上第一支店の固定資産の回収可能価額についても正味売却価額を採用しており、その時価は上記と同様です。

(2) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

貯金課(運用部門)は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。貯金課(運用部門)が行った取引については審査部(リスク管理部門)が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外

の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が17,192千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)
預 金	60,366,987	60,370,048	3,060
有 価 証 券	313,540	315,540	2,000
満期保有目的の債券	200,000	202,000	2,000
その他有価証券	113,540	113,540	—
貸 出 金	11,484,061		
貸 倒 引 当 金	△ 12,160		
貸倒引当金控除後	11,471,901	11,857,482	385,580
資 産 計	72,152,429	72,543,070	390,641
貯 金	69,419,675	69,448,582	28,906
負 債 計	69,419,675	69,448,582	28,906

- (注) 1. 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金14,616千円を含めています。
 2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ. 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)の時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	2,896,413
外部出資等損失引当金	-
外部出資等損失引当金控除後	2,896,413

(注)外部出資のうち、市場価格のない株式については、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 金	60,366,987	-	-	-	-	-
有 価 証 券	100,000	100,000	-	-	-	100,000
満期保有目的の債券	100,000	100,000	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	100,000
貸 出 金	1,270,682	884,216	801,377	739,113	699,373	7,046,324
合 計	61,737,669	984,216	801,377	739,113	699,373	7,146,324

(注1)貸出金のうち、当座貸越189,975千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(注2)貸出金のうち3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等28,358千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	57,119,171	5,774,466	5,475,636	245,092	426,388	378,920

(注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示していません。

6. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

- ① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	200,000	202,000	2,000

- ② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	取得原価又は償却原価 (A)	貸借対照表計上額 (B)	差 額 (A) - (B)	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	地 方 債	113,540	100,000	13,540

(注)上記評価差額から繰延税金負債3,745千円を差し引いた額9,794千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券

当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

- (3) 当年度中に売却したその他有価証券

当年度中に売却したその他有価証券はありません。

- (4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券

当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

- (5) 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

当年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

7. 退職給付に関する注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付引当金	2,498
退 職 給 付 費 用	57,014
退 職 給 付 の 支 払 額	△ 55,986
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 23,290
期末における前払年金費用	19,764

- (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退 職 給 付 債 務	727,246
確 定 給 付 型 年 金 制 度	△ 747,010
未 積 立 退 職 給 付 債 務	△ 19,764
前 払 年 金 費 用	19,764

- (4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

勤 務 費 用	57,014
退 職 給 付 費 用 計	57,014

- (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務による費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,291千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は124,733千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当 期
繰 延 税 金 資 産	
貸 倒 引 当 金	3,435
賞 与 引 当 金	11,133
役員退職慰労引当金	9,720
減 損 損 失 否 認 額	17,804
そ の 他	8,644
繰 延 税 金 資 産 小 計	50,736
評 価 性 引 当 額	△ 12,424
繰 延 税 金 資 産 合 計 (A)	38,312
繰 延 税 金 負 債	
その他有価証券評価差額金	△ 3,745
全農統合に係る合併交付金	△ 4,351
前 払 年 金 費 用	△ 5,466
繰 延 税 金 負 債 合 計 (B)	△ 13,562
繰延税金資産(負債)の純額(A)+(B)	24,749

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

	当 期
法 定 実 効 税 率 (調整)	27.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.3%
評価性引当額の増減	△ 0.1%
住 民 税 均 等 割	1.4%
税 額 控 除	△ 1.4%
事業分重配当額の損金算入額	△ 2.2%
そ の 他	△ 0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.6%

9. その他の注記

- (1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、辰口給油所、西部ライスセンター、本店職員駐車場、旧吉田支店資材庫、旧山上第一事務所に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該資産は当組合が事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。

また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。

そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

- (2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、847,517千円であります。

10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

項 目	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度
1. 当期末処分剰余金	237,489	259,831
2. 剰余金処分量	159,259	161,547
(1) 利益準備金	—	—
(2) 任意積立金	121,931	125,000
リスク管理積立金	120,000	125,000
税効果積立金	1,931	—
特別積立金	—	—
(3) 出資配当金 (年率)	18,549 (1.5%)	18,597 (1.5%)
(4) 事業分量配当金	18,778	17,950
3. 次期繰越剰余金	78,230	98,283

注

1. 出資配当は年 1.5%の割合です。
2. 令和元年度は事業分量配当金として次の基準・金額を配当します。

(単位：千円)

事業分量配当の基準 (項目)	計算基礎及び率	事業分量配当金額
米出荷米 (主食用米)	60 キログラムあたり 200 円	15,464
購買品取扱高 (自動車)	1%	1,458
購買品取扱高 (大型農機)	1%	1,027

- * 大型農機とは、田植機・コンバイン・乾燥調製機・トラクター・乗用管理機といたします。
- * 事業分量配当金額については税別となっています。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額 10,000 千円が含まれています。

4. 任意積立金における目的積立金の積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

種類	積立目的	積立目標額	取崩基準
リスク管理積立金	貸出金等不良債権の貸倒損失等、有価証券運用の評価損・処分損、預け金の損失、固定資産の減損損失、損害賠償義務に伴う損失、訴訟等に伴う費用、地震・火災等の損害に伴う修繕費用や資本的支出、農林年金制度変更等に備える。	積立金対象資産（貸出金、未収金等の債券、有価証券等の債券、預け金、固定資産）帳簿価額の 35/1000 に達する額。	次の事象が発生した場合 1. 不良債権の処理 2. 有価証券処分・評価損計上 3. 預け金に係る損失の計上 4. 損害賠償義務・訴訟費用 5. 固定資産の減損損失計上 6. 地震・火災等の災害による修繕費用 7. 農林年金制度変更に伴う費用

6. 部門別損益計算書

平成 30 年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	4,040,127	545,713	481,351	1,248,127	1,753,382	11,553	
事業費用 ②	2,779,603	132,399	27,628	998,421	1,580,716	40,437	
事業総利益③ (①-②)	1,260,524	413,314	453,722	249,705	172,665	△ 28,883	
事業管理費④	1,106,973	331,005	275,971	255,874	205,109	39,012	
(うち減価償却費⑤-1)	(109,698)	(13,486)	(12,416)	(57,659)	(21,295)	(4,841)	
(うち人件費⑤-2)	(863,649)	(275,913)	(221,227)	(170,459)	(164,370)	(31,677)	
※うち共通管理費⑥		98,242	92,974	66,815	38,847	141	△ 297,021
(うち減価償却費⑦-1)		(12,573)	(12,313)	(3,087)	(2,168)	(93)	△ 30,237
(うち人件費⑦-2)		(26,498)	(28,201)	(17,739)	(11,625)	(8)	△ 84,073
事業利益 ⑧ (③-④)	153,550	82,308	177,751	△ 6,169	△ 32,443	△ 67,896	
事業外収益 ⑨	41,729	22,936	14,446	3,451	867	27	
※うち共通分 ⑩		1,583	2,019	485	642	27	△ 4,758
事業外費用 ⑪	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分 ⑫		-	-	-	-	-	-
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	195,280	105,245	192,197	△ 2,717	△ 31,576	△ 67,869	
特別利益 ⑭	10,100	89	117	1,592	5	8,296	
※うち共通分 ⑮		89	117	4	5	-	△ 216
特別損失 ⑯	13,573	46	45	1,489	11,992	-	
※うち共通分 ⑰		46	45	72	40	-	△ 205
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	191,807	105,288	192,269	△ 2,614	△ 43,563	△ 59,572	
営農指導事業分配賦額⑲				59,572		△ 59,572	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	191,807	105,288	192,269	△ 62,187	△ 43,563		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

(注)

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益 60%、要員数割 40% で配賦しております。

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦しております。

2. 配賦割合 (1 の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	33%	31%	23%	13%	0%	100%
営農指導事業	-	-	100%	-	-	100%

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	3,859,602	518,860	467,495	1,187,970	1,679,419	5,856	
事業費用 ②	2,587,673	88,979	25,654	910,846	1,510,054	52,138	
事業総利益③ (①-②)	1,271,928	429,881	441,841	277,124	169,365	△ 46,282	
事業管理費④	1,094,851	319,487	276,587	243,177	211,004	44,593	
(うち減価償却費⑤-1)	108,123	12,840	13,467	53,874	18,596	9,344	
(うち人件費⑤-2)	846,151	265,591	218,969	160,223	168,503	32,863	
※うち共通管理費⑥		94,444	99,497	65,990	47,334	189	△ 307,455
(うち減価償却費⑦-1)		12,150	13,368	3,283	2,915	118	△ 31,835
(うち人件費⑦-2)		45,168	46,703	36,364	25,787	0	△ 154,024
事業利益 ⑧ (③-④)	177,076	110,393	165,252	33,947	△ 41,639	△ 90,875	
事業外収益 ⑨	44,274	23,337	14,549	3,897	2,026	463	
※うち共通分 ⑩		1,800	2,123	956	1,371	181	△ 6,433
事業外費用 ⑪	—	—	—	—	—	—	
※うち共通分 ⑫		—	—	—	—	—	—
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	221,351	133,731	179,802	37,844	△ 39,613	△ 90,412	
特別利益 ⑭	24,641	209	174	17,362	1,133	5,761	
※うち共通分 ⑮		158	174	167	144	—	△ 643
特別損失 ⑯	23,959	170	185	16,251	7,159	193	
※うち共通分 ⑰		170	185	236	190	—	△ 782
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	222,033	133,770	179,790	38,955	△ 45,639	△ 84,843	
営農指導事業分配賦額⑲				84,843		△ 84,843	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	222,033	133,770	179,790	△ 45,888	△ 45,639		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

記載金額の端数処理：金額は千円未満を切り捨てて表示しております。そのため、表中の合計が一致しないことがあります。

※ 上記（部門別損益計算書）の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益3,755,383千円、事業費用2,483,454千円）を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しません。

(注)

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益60%、要員数割40%で配賦しております。

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦しております。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	31%	32%	22%	15%	0%	100%
営農指導事業	—	—	100%	—	—	100%

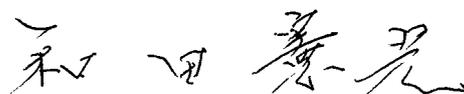
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当 JA の平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 2 年 7 月 27 日 能美農業協同組合

代表理事組合長



8. 会計監査人の監査

令和元年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
経 常 収 益	4,115,185	3,939,423	4,069,367	4,040,127	3,859,602
信用事業収益	567,396	555,477	548,143	545,713	518,860
共済事業収益	524,974	524,060	510,164	481,351	467,495
農業関連事業収益	1,256,532	1,350,227	1,277,089	1,248,127	1,187,970
その他事業収益	1,766,281	1,509,658	1,733,970	1,764,935	1,685,275
経 常 利 益	282,278	284,504	280,120	195,280	221,351
当 期 剰 余 金	194,296	225,643	182,560	143,544	169,642
出 資 金	1,245,480	1,253,500	1,249,580	1,249,780	1,258,530
(出資口数)	(124,548)	(125,350)	(124,958)	(124,978)	(125,853)
純 資 産 額	6,339,680	6,549,665	6,687,434	6,796,440	6,935,211
総 資 産 額	72,590,847	72,941,284	76,978,837	77,439,411	78,239,785
貯 金 残 高	64,219,157	64,562,797	68,734,233	68,863,307	69,419,675
貸 出 金 残 高	14,919,820	14,193,769	14,902,016	13,201,164	11,469,445
有 価 証 券 残 高	314,201	311,090	313,000	315,410	313,540
剰余金配当金額	24,746	39,983	37,681	37,328	36,547
出資配当金	24,746	18,573	18,556	18,549	18,597
事業分量配当金	—	21,410	19,124	18,778	17,950
職 員 数	139	129	120	122	119
単体自己資本比率	29.48	28.97	28.83	26.63	26.40

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	平成 30 年度	令和元年度	増 減
資金運用収益	504,402	476,550	△ 27,852
役務取引等収益	19,562	19,818	256
その他信用事業収益	21,749	22,491	741
合 計	545,713	518,860	△ 26,853
資金調達費用	30,826	24,013	△ 6,812
役務取引等費用	8,784	8,841	56
その他信用事業費用	92,796	56,123	△ 36,673
合 計	132,408	88,979	△ 43,428
信用事業粗利益	413,305	429,881	16,575
信用事業粗利益率	0.58	0.59	0.02
事業粗利益	1,260,524	1,271,928	11,404
事業粗利益率	1.63	1.63	—

- (注) 1. 信用事業粗利益率=信用事業総利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2. 事業粗利益率=事業総利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項目	平成 30 年度			令和元年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	72,743,400	423,035	0.58	72,105,302	390,611	0.54
預 金	57,854,635	283,605	0.49	59,556,932	279,877	0.47
有 価 証 券	300,000	1,293	0.43	300,000	1,296	0.43
貸 出 金	14,588,765	138,137	0.95	12,248,370	109,438	0.89
資金調達勘定	69,756,469	29,987	0.04	69,909,685	22,971	0.03
貯金・定期積金	69,744,664	29,820	0.04	69,899,852	22,831	0.03
借 入 金	11,805	167	1.42	9,833	140	1.42
総資金利ざや			0.06			0.04

- (注) 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	平成 30 年度	令和元年度
受 取 利 息	6,405	△ 27,852
預 金 利 息	14,569	△ 3,727
有 価 証 券 利 息	—	3
貸 出 金 利 息	△ 10,130	△ 28,699
そ の 他 受 入 利 息	1,967	4,571
支 払 利 息	△ 5,325	△ 6,812
貯 金 利 息	△ 5,594	△ 6,862
給 付 補 填 備 金 繰 入	△ 125	△ 125
譲 渡 性 貯 金 利 息	—	—
借 入 金 利 息	△ 28	△ 27
そ の 他 支 払 利 息	422	203
差 引	11,731	△ 21,039

(注) 増減額は前年度対比です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金

①種類別貯金平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成 30 年度	令和元年度	増 減
要 求 払 貯 金	17,595	18,763	1,168
当 座 貯 金	30	34	3
普 通 貯 金	17,016	18,409	1,393
貯 蓄 貯 金	94	96	2
通 知 貯 金	446	215	△ 230
別 段 貯 金	7	7	0
そ の 他 の 貯 金	—	—	—
定 期 性 貯 金	52,149	51,136	△ 1,013
定 期 貯 金	49,444	48,506	△ 938
財 形 貯 蓄	68	53	△ 14
積 立 定 期 貯 金	85	89	4
定 期 積 金	2,547	2,483	△ 64
そ の 他 の 貯 金	3	3	0
譲 渡 性 貯 金	—	—	—
合 計	69,744	69,899	155

②定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	平成 30 年度	令和元年度	増 減
定 期 貯 金	48,362	47,969	△ 392
うち固定金利定期	48,355	47,963	△ 392
うち変動金利定期	6	6	—

(2) 貸出金

①種類別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成 30 年度	令和元年度	増 減
手形貸付金	3	3	0
証書貸付金	13,484	12,063	△ 1,420
当座貸越	187	181	△ 6
金融機関貸付	912	—	△ 912
合 計	14,588	12,248	△ 2,340
割引手形	—	—	—

②貸出金金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	平成 30 年度	令和元年度	増 減
固定金利貸出	12,446	10,744	△ 1,702
変動金利貸出	540	512	△ 27
その他貸出	215	212	△ 2
合 計	13,201	11,469	△ 1,731

③貸出金担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	平成 30 年度	令和元年度	増 減	
担 保	貯 金	323	317	△ 6
	有 価 証 券	—	—	—
	動 産	—	—	—
	不 動 産	512	440	△ 72
	そ の 他 担 保	178	134	△ 44
計	1,014	892	△ 122	
保 証	農業信用基金協会保証	5,499	5,501	2
	そ の 他 保 証	673	670	△ 3
	計	6,173	6,171	△ 2
信 用	6,013	4,405	△ 1,608	
合 計	13,201	11,469	△ 1,731	

④債務保証見返額担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	平成 30 年度	令和元年度	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保	—	—	—
計	—	—	—
信 用	—	—	—
合 計	—	—	—

⑤貸出金用途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	平成 30 年度	令和元年度	増 減
設 備 資 金	6,398	6,328	△ 70
運 転 資 金	6,803	5,141	△ 1,662
合 計	13,201	11,469	△ 1,731

(注) 運転資金には、「農業運転」、「事業運転」、「生活関連(自動車ローンを除く)」が該当します。

⑥貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類		平成 30 年度	構成比	令和元年度	構成比	増 減
法	農 業 ・ 林 業	314	2.3	257	2.2	△ 57
	水 産 業	—	—	—	0.0	—
	製 造 業	1,251	9.4	0	0.0	△ 1,251
	鉱 業	78	0.5	0	0.0	△ 78
	建 設 業	537	4.0	0	0.0	△ 537
	不 動 産 業	130	0.9	158	1.4	28
	電気・ガス・熱供給・水道業	54	0.4	0	0.0	△ 54
	運 輸 ・ 通 信 業	219	1.6	0	0.0	△ 219
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	151	1.1	0	0.0	△ 151
	サ ー ビ ス 業	931	7.0	0	0.0	△ 931
人	金 融 ・ 保 険 業	90	0.6	0	0.0	△ 90
	地 方 公 共 団 体	4,844	36.7	4,392	38.3	△ 452
	そ の 他	1,226	9.2	0	0.0	△ 1,226
	個 人	3,368	25.5	6,662	58.1	3,294
合 計		13,201	100.0	11,469	100.0	△ 1,731

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成 30 年度	令和元年度	増 減
農 業	361	314	△ 47
穀 作	130	109	△ 21
野 菜 ・ 園 芸	12	8	△ 4
果 樹 ・ 樹 園 農 業	1	2	1
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	3	4	1
養 鶏 ・ 養 卵	3	0	△ 3
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	212	191	△ 21
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	361	314	△ 47

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	平成 30 年度	令和元年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	237	231	△ 6
農 業 制 度 資 金	124	83	△ 41
うち農業近代化資金	114	75	△ 39
うちその他制度資金	10	8	△ 2
合 計	361	314	△ 47

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	平成 30 年度	令和元年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	—	—	—

⑧リスク管理債権額

(単位：百万円)

項 目	平成 30 年度	令和元年度	増 減
破綻先債権額 (A)	—	—	—
延滞債権額 (B)	48	51	3
3カ月以上延滞債権額 (C)	—	—	—
貸出条件緩和債権額 (D)	—	—	—
リスク管理債権合計額 (E) = (A) + (B) + (C) + (D)	48	51	3

⑨金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円,%)

項 目	平成 30 年度	令和元年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (ア)	34	39	5
危険債権 (イ)	13	12	△ 1
要管理債権 (ウ)	—	—	—
小計 (金融再生法開示債権合計額) (A) = (ア) + (イ) + (ウ)	48	51	3
保全額 (合計) (B)	48	51	3
貸倒引当金	13	12	△ 1
担保・保証等による保全額	35	39	4
保全率 (B) / (A)	100%	100%	—
正常債権 (エ)	13,159	11,421	△ 1,738
債権額合計 (ア) + (イ) + (ウ) + (エ)	13,208	11,473	△ 1,735

⑩元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

○ 不良債権に関わるディスクロージャーとして、農業協同組合法に基づくもの（リスク管理債権）と金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）に基づくもの（金融再生法開示債権）があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分に従って開示区分が決定されます。なお、当JAは金融再生法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

○ 金融再生法開示債権の用語説明

破産更正債権及びこれらに準ずる債権
破産などの事由により経営破綻に陥っている先に対する債権やこれらに準ずる債権
危険債権
経営破綻の状態には至っていないが、財政状態や経営成績が悪化して、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
要管理債権
3カ月以上延滞債権と貸出条件緩和債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」に該当しないもの
正常債権
財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」以外のものに区分される債権

○ リスク管理債権の用語説明

破綻先債権
未収利息を計上していない貸出金のうち、破産法などの法的手続きが取られている先や手形交換所取引停止処分などを受けた先に対する貸出金
延滞債権
未収利息を計上していない貸出金であって、破綻先債権及びお取引先の経営再建や支援を図るために利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金
3カ月以上延滞債
元本や利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」「延滞債権」に該当しないもの
貸出条件緩和債権
お取引先の経営再建や支援のために、金利の減免、元本の支払猶予、債権放棄など、お取引先に有利な取り決めを行った貸出金で、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」に該当しないもの

○ 自己査定と金融再生法開示債権、リスク管理債権との関係

(単位：百万円)

自己査定債務者区分		金融再生法開示債権		リスク管理債権	
(総与信ベース)		(信用事業与信額ベース、要管理債権は貸出金元金)		(貸出金元金ベース)	
破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権(ア)	39	破綻先債権(A)	—	(注3)
実質破綻先	(注1)		延滞債権(B)	51	
破綻懸念先	危険債権(イ)	12	(注3)		
要注意先	要管理債権(ウ)	—	3カ月以上延滞債権(C)	—	
	(注2)		貸出条件緩和債権(D)	—	
正常先	正常債権(エ)	11,421	(注1) 経済未収金等信用事業以外の債権による差額		
			(注1)	(注2) (C)又は(D)以外の他の貸出金及び貸出金以外の債権による差額	
			(注3) 総与信と貸出金元金の差額		
		合計(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	11,473		
		開示債権合計額(ア)+(イ)+(ウ)	51	リスク管理債権計	
		(正常債権11,421百万円を除く)		(A)+(B)+(C)+(D)	
				51	

①貸倒引当金内訳

(単位：千円)

種 目	平 成 30 年 度				期 末 残 高
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		
			目 的 使 用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	48,648	42,993		48,648	42,993
個 別 貸 倒 引 当 金	16,542	13,405	—	16,542	13,405
合 計	65,191	56,399	—	65,191	56,399

種 目	令 和 元 年 度				期 末 残 高
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		
			目 的 使 用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	42,993	30		42,993	30
個 別 貸 倒 引 当 金	13,405	12,418	—	13,405	12,418
合 計	56,399	12,449	—	56,399	12,449

②貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	平 成 30 年 度			
	仕 向 け		被 仕 向 け	
	件 数	金 額	件 数	金 額
送 金 ・ 振 込 為 替	16,660	10,938,573	77,941	20,650,641
代 金 取 立 為 替	4	99	2	3,471
雑 為 替	2,071	1,466,721	1,730	1,348,595
合 計	18,735	12,405,395	79,673	22,002,709

種 類	令 和 元 年 度			
	仕 向 け		被 仕 向 け	
	件 数	金 額	件 数	金 額
送 金 ・ 振 込 為 替	16,605	9,923,894	77,426	20,621,596
代 金 取 立 為 替	3	137	3	4,557
雑 為 替	1,889	1,443,784	1,532	1,357,611
合 計	18,497	11,367,815	78,961	21,983,765

(4) 有価証券

①保有有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	増 減
国 債	200,000	200,000	—
地 方 債	100,000	100,000	—
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
社 債	—	—	—
株 式	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—
貸 付 有 価 証 券	—	—	—
合 計	300,000	300,000	—
商 品 国 債	—	—	—

②保有有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	平成30年度							合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国債	—	200,000	—	—	—	—	—	200,000
地方債	—	—	—	—	—	100,000	—	100,000
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
受益証券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	200,000	—	—	—	100,000	—	300,000

種 類	令和元年度							合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国債	100,000	100,000	—	—	—	—	—	200,000
地方債	—	—	—	—	—	100,000	—	100,000
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
受益証券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	100,000	100,000	—	—	—	100,000	—	300,000

③有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表 計上額(A)	時価(B)	差額 (B)-(A)	貸借対照表 計上額(A)	時価(B)	差額 (B)-(A)
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国債	200,000	200,780	780	200,000	202,000	2,000
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
小計	200,000	200,780	780	200,000	202,000	2,000	
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—	
合計		200,000	200,780	780	200,000	202,000	2,000

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	平 成 30 年 度			令 和 元 年 度		
		貸借対照表 計上額(A)	取得原価又は 償却原価(B)	差額 (A)－(B)	貸借対照表 計上額(A)	取得原価又は 償却原価(B)	差額 (A)－(B)
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	115,410	100,000	15,410	113,540	100,000	13,540
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
小 計	115,410	100,000	15,410	113,540	100,000	13,540	
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—	
合計		115,410	100,000	15,410	113,540	100,000	13,540

④金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[その他の金銭の信託]

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1)長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種 類	平 成 30 年 度		令 和 元 年 度		
	新 契 約 高	保 有 高	新 契 約 高	保 有 高	
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	2,400,241	98,541,797	2,284,751	92,853,512
	定 期 生 命 共 済	19,000	905,900	841,000	1,687,400
	養 老 生 命 共 済	821,030	17,480,947	433,600	15,749,956
	う ち こ ど も 共 済	671,400	10,204,810	312,500	9,874,523
	医 療 共 済	198,000	3,194,200	95,200	2,874,000
	が ん 共 済	—	407,000	—	394,500
	定 期 医 療 共 済	—	127,000	—	120,300
	介 護 共 済	51,271	774,712	105,217	838,009
	年 金 共 済	—	50,000	—	50,000
建 物 更 生 共 済	21,823,200	98,355,910	14,688,380	96,893,330	
合 計	25,312,743	219,837,467	18,448,148	211,461,009	

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

(2)医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

項 目	平成30年度		令和元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	1,890	48,308	2,217	48,202
がん共済	369	10,830	584	11,036
定期医療共済	—	1,382	—	1,295
合 計	2,260	60,520	2,801	60,533

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3)介護共済の介護共済金額、生活障害共済の生活障害共済金額及び生活障害年金年額保有高

(単位：千円)

項 目	平成30年度		令和元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	138,662	1,455,423	162,151	1,460,181
生活障害共済(一時金型)	466,500	466,500	884,500	1,288,000
生活障害共済(定期年金型)	62,520	62,520	34,900	85,720

(注) 金額は、介護共済金額を表示しています。

(4)年金共済の年金保有高

(単位：千円)

項 目	平成30年度		令和元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	186,003	1,564,920	588,342	2,017,127
年金開始後	—	548,361	0	577,562
合 計	186,003	2,113,281	588,342	2,594,690

(注) 金額は、年金金額(利率変動型年金にあっては、最低保証年金金額)を表示しています。

(5)短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	平成30年度	令和元年度
火災共済	23,853	22,044
自動車共済	359,934	358,089
傷害共済	3,089	2,914
団体定期生命共済	—	—
定額定期生命共済	—	—
賠償責任共済	340	293
自賠責共済	46,215	46,962
合 計	433,432	430,305

(注) 金額は受入共済掛金を表示しています。

3. その他事業の実績

(1) 購買品取扱高

(単位：千円)

項 目	平成 30 年 度		令和元 年 度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
生産資材	1,916,308	213,162	1,799,102	201,637
生活物資	523,304	90,657	501,838	87,683
合 計	2,439,612	303,820	2,300,940	289,321

(2) 受託販売品取扱高

(単位：千円)

項 目	平成 30 年 度		令和元 年 度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	1,168,180	45,768	1,181,057	45,448
米以外の農産物	144,130	7,996	145,314	9,077
畜産物	—	—	—	—
JAグリーン産直	208,697	29,584	207,666	29,403
合 計	1,521,008	83,349	1,534,038	83,929

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		平成 30 年 度	令和元 年 度
収 益	保管料	23,461	25,164
	荷役料	8,220	7,977
	その他の収益	404	807
費 用	保管材料費	—	—
	保管労務費	658	212
	その他の費用	17,611	16,120
差 引		13,816	17,616

(4) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	平成 30 年 度		令和元 年 度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
ハトムギ加工事業	15,002	3,178	10,499	3,541
モチ加工事業	12,494	4,330	9,796	5,251
その他加工事業	3,982	△ 203	3,335	△ 373
合 計	31,479	7,305	23,631	8,419

(5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	平成 30 年 度		令和元 年 度	
	取扱数量・金額	手数料	取扱数量・金額	手数料
共 乾 施 設	2,942 t	24,492	3,123 t	29,313
育苗センター	154,734 箱	5,640	153,050 箱	10,480
無人ヘリ防除	—	17,385	—	18,184
その他利用事業	—	3,719	—	1,769
合 計	—	51,237	—	59,748

(6)指導事業の収支内訳

(単位：千円)

項 目		平成 30 年度	令和元年度
収 益	賦 課 金	—	—
	指導事業補助金	335	324
	実 費 収 入	10,641	5,659
	その他の収入	—	—
費 用	営 農 改 善 費	36,955	26,409
	生活文化事業費	2,409	2,716
	教 育 情 報 費	2,731	2,592
	協力団体育成費	3,351	3,266
	農 政 活 動 費	—	—
	相 談 活 動 費	—	—
差 引		△ 34,471	△ 29,001

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	平成 30 年度	令和元年度	増減
総資産経常利益率	0.25	0.28	0.03
資本経常利益率	2.94	3.27	0.33
総資産当期純利益率	0.19	0.22	0.03
資本当期純利益率	2.16	2.51	0.35

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		平成 30 年度	令和元年度	増減
貯 貸 率	期 末	19.17	16.52	△ 2.65
	期中平均	20.92	17.52	△ 3.39
貯 証 率	期 末	0.46	0.45	△ 0.01
	期中平均	0.43	0.43	△ 0.00

(注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果令和 2 年 3 月末における自己資本比率は 26.40%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発 行 主 体	能美農業協同組合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,258 百万円（前年度 1,249 百万円）

当 JA は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,888	6,747
うち、出資金及び資本準備金の額	1,258	1,249
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	5,671	5,538
うち、外部流出予定額 (△)	36	37
うち、上記以外に該当するものの額	△ 4	△ 3
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	42
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	42
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうちコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,888	6,790
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1	1
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	1
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	19	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	21	1
自己資本		
自己資本の額 (ハ) = (イ) - (ロ)	6,867	6,789
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	23,430	22,865
うち、経過措置により、リスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,575	2,624
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	26,006	25,490
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	26.40%	26.63%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の運用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

3. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	平成30年度			令和元年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	171	—	—	158	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	200	—	—	200	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	4,947	—	—	4,494	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	1,147	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	58,104	11,620	464	60,369	12,073	482
法人等向け	55	14	0	46	8	0
中小企業等向け及び個人向け	484	188	7	473	155	6
抵当権付住宅ローン	396	130	5	355	116	4
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	26	14	0	17	14	0
取立未済手形	27	5	0	12	2	0
信用保証協会等による保証付	5,503	535	21	5,503	536	21
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	0	—	—	0	—	—
出資等	220	220	8	221	221	8
(うち出資等のエクスポージャー)	220	220	8	221	221	8
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	6,196	10,134	405	6,355	10,300	412
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	2,674	6,686	267	2,674	6,686	267
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	33	83	3	28	72	2
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,488	3,365	134	3,652	3,541	141
証券化	—	—	—	—	—	—
(うち S T C 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非 S T C 適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	77,482	22,865	914	78,208	23,430	937
C V A リスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	77,482	22,865	914	78,208	23,430	937
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 < 基礎的手法 >			所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
		2,624	104		2,575	103
総所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 計		総所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 計		総所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
		25,490	1,019		26,006	1,040

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

4. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		平成30年度				令和元年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー期末残高
			うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券	
法人	農業	107	106	—	—	89	88	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	4	—	—	—	4	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1	—	—	—	1	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	5	—	—	—	5	—	—	—
	金融・保険業	60,852	—	—	—	63,131	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	176	40	—	—	162	26	—	—
	日本国政府・地方公共団体	6,298	5,998	300	—	4,707	4,407	300	—
	上記以外	74	74	—	—	51	51	—	—
個人	7,030	7,002	—	26	6,919	6,919	—	—	
その他	2,932	—	—	—	3,152	—	—	—	
業種別残高計		77,482	13,222	300	26	78,221	11,491		
1年以下		57,074	169	—	—	60,765	295	100	—
1年超3年以下		2,005	1,805	200	—	401	301	100	—
3年超5年以下		437	437	—	—	441	441	—	—
5年超7年以下		372	372	—	—	350	350	—	—
7年超10年以下		657	657	—	—	650	650	—	—
10年超		9,635	9,534	100	—	9,348	9,248	100	—
期限の定めのないもの		7,300	245	—	—	6,266	206	—	—
残存期間別残高計		77,482	13,222	300	—	78,221	11,491	300	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度					令和元年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その 他				目的 使用	その 他	
一般貸倒引当金	48	42		48	42	42	0		42	0
個別貸倒引当金	16	13	—	16	13	13	12	—	13	12

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度						令和元年度					
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その 他					目的 使用	その 他		
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個 人	16	13	—	16	13	—	13	12	—	13	12	—
業 種 別 残 高 計	16	13	—	16	13	—	13	12	—	13	12	—

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域の区分は省略しています。

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	平成30年度			令和元年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	6,993	6,993	—	5,353	5,353
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	5,359	5,359	—	5,366	5,366
	リスク・ウェイト 20%	—	58,177	58,177	—	60,482	60,482
	リスク・ウェイト 35%	—	373	373	—	333	333
	リスク・ウェイト 50%	—	16	16	—	13	13
	リスク・ウェイト 75%	—	245	245	—	186	186
	リスク・ウェイト 100%	—	3,607	3,607	—	818	818
	リスク・ウェイト 150%	—	1	1	—	1	1
	リスク・ウェイト 200%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 250%	—	2,707	2,707	—	2,704	2,704
その 他	—	—	—	—	—	—	
リスク・ウェイト 1250%	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	77,482	77,482	—	75,257	75,257	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA - またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB - またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	1,147	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	34	—	37	—
中小企業等向け及び個人向け	55	41	58	96
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	91	2	90	4
合計	181	1,193	186	100

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

8. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 JA においては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 JA の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する ALM 委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成 30 年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	3,210	3,210	3,209	3,209
合計	3,210	3,210	3,209	3,209

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成 30 年度			令和元年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

**④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)**

(単位：百万円)

平成 30 年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成 30 年度	令和元年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

10. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用リスク管理規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用リスク管理規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日としてIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当ＪＡは、ヘッジ等による金利リスクの削減は行っていません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの算出方法に関する変更はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

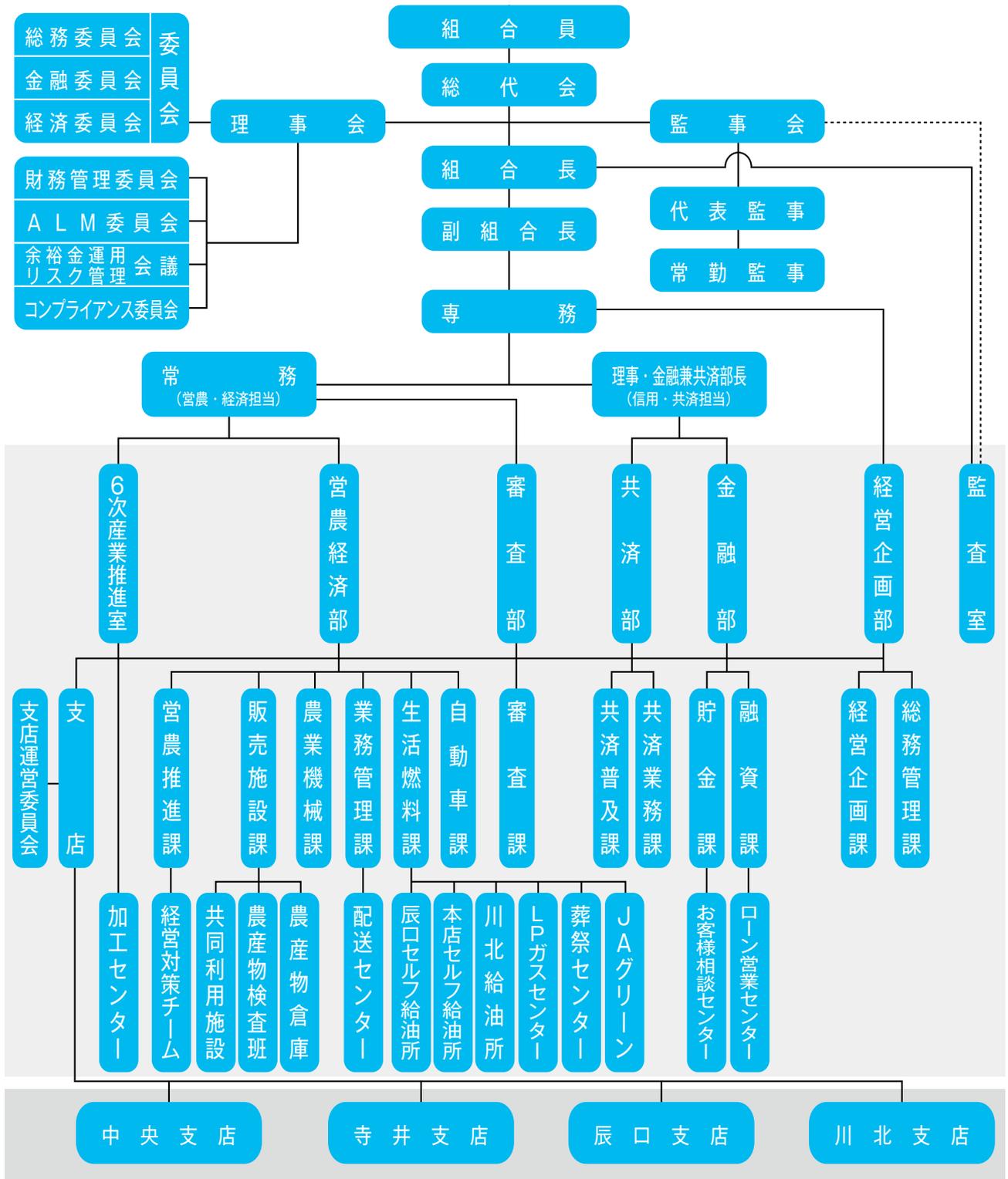
当JAでは、 Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクの計算を実施していません。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	192	200	1	
2	下方パラレルシフト	0	0	2	
3	スティープ化	268	271		
4	フラット化	9	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	268	271	2	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,867		6,789	

1. 機構図 (令和元年度期末)



2. 役員 (令和2年3月末)

役職名	氏名	代表権の有無	役職名	氏名	代表権の有無
代表理事組合長	土井 重夫	有	理事	中川 利和	無
副組合長理事	川向 義朗	無	〃	吉岡 公次	無
専務理事	和田 憲光	無	〃	佐々木 浩然	無
常務理事	林 幸雄	無	〃	北本 修一	無
理事金融兼共済部長	北村 憲一	無	〃	田中 肇	無
理事	西田 育夫	無	〃	後口 美和子	無
〃	北出 隆	無	〃	小水 和子	無
〃	北山 喜義	無	代表監事	深元 錦成	無
〃	作田 実喜秋	無	常勤監事	新屋 義明	無
〃	辰巳 平一	無	員外監事	中嶋 満	無
〃	中 誠	無	監事	山崎 茂一	無
〃	折坂 茂	無	〃	西田 外喜夫	無
〃	但馬 正一	無	〃	中出 俊範	無

(注) 監事中嶋満は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

3. 組合員数

(単位：人)

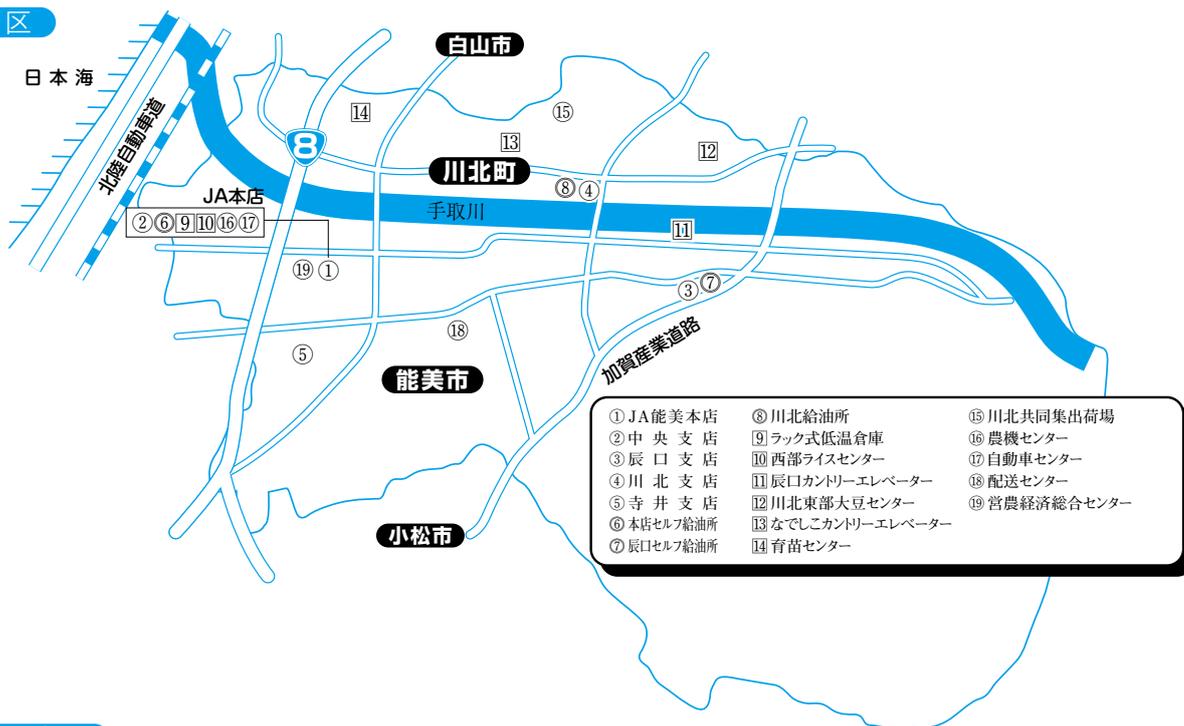
種類	平成30年度	令和元年度	増減
正組合員数	2,787	2,746	△41
個人	2,762	2,721	△41
法人	25	25	—
准組合員数	2,923	2,928	5
個人	2,866	2,875	9
法人	57	53	△4
合計	5,710	5,674	△36

4. 組合員組織の状況

組織名	構成員数	組織名	構成員数
JA青壮年部	182名	いちじく部会	9名
JA女性部	332名	パープル(ナス)部会	5名
各集落生産組合	72組織	かぼちゃ部会	17名
丸いも部会	6名	水稲部会	14名
柿部会	13名	はと麦部会	8名
姫九谷部会	18名	玉ねぎ部会	18名
		集落営農協議会	15組織

(注) 各JAの組合員組織を記載しています。

5. 地区



- ① JA能美本店
- ② 中央支店
- ③ 辰口支店
- ④ 川北支店
- ⑤ 寺井支店
- ⑥ 本店セルフ給油所
- ⑦ 辰口セルフ給油所
- ⑧ 川北給油所
- ⑨ ラック式低温倉庫
- ⑩ 西部ライスセンター
- ⑪ 辰口カンローエレベーター
- ⑫ 川北東部大豆センター
- ⑬ なでしこカンローエレベーター
- ⑭ 育苗センター
- ⑮ 川北共同集出荷場
- ⑯ 農機センター
- ⑰ 自動車センター
- ⑱ 配送センター
- ⑲ 営農経済総合センター

6. 沿革・歩み

当JAは、昭和50年5月に当時の4自治体(根上町、寺井町、辰口町、川北町)にわたる10農協が、農業を取り巻く立地的・経済的環境変化をはじめ、交通網の整備に伴う生活圏の広域化等、事業環境の変化に対応し、経営基盤の拡充と事業機能強化を図ることを目的に、広域合併を行って発足しました。

爾後、地域農業振興計画の実践により、「安定し、活力ある農業経営の確立」と「豊かな農村社会づくり」に取り組むとともに、地域社会に貢献する組織として、コミュニティーコープ(地域社会協同組合)機能を備えたJAへの転換に努めてきました。

さらに、激変する諸環境の変化に対応するとともに、より安定した経営基盤の確立と地域の皆様に信頼されるJAの構築をめざし、平成11年4月に、能美郡、寺井町、川北町の3JAが合併して能美農業協同組合が発足しました。

その後、平成17年2月の行政広域合併(根上町・寺井町・辰口町)による能美市の誕生をはさみ、平成18年7月には、経営の合理化を目的とした支店統廃合を実施して、12支店1出張所から4支店体制へ移行し、平成23年4月には、地域内農産物の直売所を併設した営農経済総合センターを開業して、地域農業活性化と組合員サービスの向上に取り組んでいます。

7. 店舗等のご案内

(単位：台)

店舗・施設の名称	所在地の住所	電話番号	CD・ATM設置台数
本 店	〒923-1101 能美市粟生町ヨ1	(0761) 57-3505	
中 央 支 店	〒923-1101 能美市粟生町ヨ1-1	(0761) 57-0036	1
寺 井 支 店	〒923-1121 能美市寺井町レ102	(0761) 57-1141	1
辰 口 支 店	〒923-1201 能美市岩内町ワ30	(0761) 51-3115	1
川 北 支 店	〒923-1267 能美郡川北町字壺ツ屋208-1	(076) 277-1288	1

店舗外CD・ATM設置場所	所在地の住所	CD・ATMの区別	営業日(平日・土・日)
能美市役所寺井分室前	〒923-1121 能美市寺井町夕35	ATM	平日・土・日・祝日
アルビス辰口店	〒923-1243 能美市三ツ屋町3-1	ATM	平日・土・日・祝日
なでしこ店	〒923-1276 能美郡川北町字田子島へ6	ATM	平日・土・日・祝日

利益相反管理方針

(平成 21 年 6 月 1 日制定)

当 JA は、お客さま利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法等に基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 JA の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当 JA の間の利益が相反する類型
- (2) 当 JA の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当 JA は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 JA が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 JA で定める内部規程に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

(1) 当 JA は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 JA 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 JA の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規程等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当 JA は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

能美農業協同組合個人情報保護方針

(平成 17 年 3 月 29 日制定)

(平成 29 年 5 月 30 日最終改訂)

当 JA は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当 JA の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当 JA は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当 JA は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当 JA は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当 JA は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当 JA は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第 2 条第 6 項が規定する、個人情報データベース等(保護法第 2 条第 4 項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当 JA は、匿名加工情報(保護法第 2 条第 9 項)の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当 JA は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当 JA は、番号利用法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微 (センシティブ) 情報の取り扱い

当 JA は、ご本人の機微 (センシティブ) 情報 (要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報) については、法令等に基づく場合や業務遂行上、必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者への提供は、致しません。

8. 開示・訂正等

当 JA は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第 2 条第 7 項に規定するデータをいいます。

9. 質問・苦情窓口

当 JA は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当 JA は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

(平成 30 年 2 月 20 日制定)

JA グループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当 JA では、この理念のもと、平成 29 年 3 月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

(1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。

(2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

(3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

3. 利益相反の適切な管理

(1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

(平成22年10月1日制定)

(平成30年2月20日最終改定)

当JAは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。あわせて、平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

当JAは、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当JAの特性に応じた態勢を整備します。また、適切な措置を適時に実施できるよう、役員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当JAは、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当JAは、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当JAは、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当JAは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

JAバンク利用者保護等管理方針

(平成23年7月29日制定)

当JAは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者にならうとされる方を含みます。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行うものとします。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切かつ十分に行います。

- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当ＪＡが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 5 当ＪＡとの取引に伴い、当ＪＡの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【備考】

本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当ＪＡとの間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』を言います。
自己資本比率	自己資本比率の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	各エクスポージャーに対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスク・ウェイトを乗じて算出した信用リスク・アセット額、CVAリスク相当額を8%で除した額の合計額を言います。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業に係るその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業に係るその他の費用、国債等債券売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるものことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。

用語	内容
CVA リスク (Credit Value Adjustment)	CVA（派生商品取引についての取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の公正価値評価額と信用リスクを勘案した場合の公正価値評価額との差額を言います。）が変動するリスクを言います。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新 BIS 規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化をあてはめることです。
△ EVE・△ NII	△ EVE とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。△ NII とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。 △ EVE については、6 つの金利ショック・シナリオ（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト・スティープ化・フラット化・短期金利上昇・短期金利低下）に基づいて、△ NII については 2 つの金利ショック・シナリオ（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト）に基づいて計測を実施します。
上方パラレルシフト・ 下方パラレルシフト	満期までの残存年数が異なる債券についての金利が、全体的に上昇することを上方パラレルシフトといいます。反対に、金利が全体的に下落することを下方パラレルシフトといいます。
スティープ化・フラット化	長期金利が上昇して、短期金利と長期金利との差が大きくなることをスティープ化といいます。反対に、長期金利が下落して、短期金利と長期金利との差が小さくなることをフラット化といいます。

ディスクロージャー開示項目対比掲載ページ

< 概況及び組織に関する事項 >

1. 業務の運営の組織…………… 46
2. 理事及び監事の氏名及び役職名…………… 47
3. 事務所の名称及び所在地…………… 48

< 主要な業務の内容 >

4. 主要な業務の内容…………… 11

< 主要な業務に関する事項 >

5. 直近の事業年度における事業の概要… 4～6
6. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標…………… 25
7. 直近の2事業年度における主要な事業の状況を示す指標

① 主要な業務の状況を示す指標

- a. 事業粗利益及び事業粗利益率…………… 25
- b. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支…………… 25
- c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや…………… 25
- d. 受取利息及び支払利息の増減…………… 26
- e. 総資産経常利益率及び資本経常利益率…………… 36
- f. 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率…………… 36

② 貯金に関する指標

- a. 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金、その他の貯金の平均残高…………… 26
- b. 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高…………… 26

③ 貸出金等に関する指標

- a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高…………… 27
- b. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高…………… 27
- c. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額…………… 27
- d. 用途別の貸出金残高…………… 27
- e. 主要な農業関係の貸出実績…………… 28
- f. 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合…………… 28
- g. 貯貸率の期末値及び期中平均値…………… 36

④ 有価証券に関する指標

- a. 商品有価証券の種類別の平均残高…………… 該当なし
- b. 有価証券の種類別の残存期間別の残高…………… 32
- c. 有価証券の種類別の平均残高…………… 32
- d. 貯証率の期末値及び期中平均値…………… 36

< 業務の運営に関する事項 >

8. リスク管理の体制…………… 8～9
9. 法令遵守の体制…………… 9～10
10. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況…………… 3～4
11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容…………… 10

< 直近の2事業年度における財産の状況 >

12. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書…………… 12～21
13. 貸出金にかかる事項
 - ① 破綻先債権に該当する貸出金…………… 29
 - ② 延滞債権に該当する貸出金…………… 29
 - ③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金…………… 29
 - ④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金…………… 29
14. 自己資本の充実の状況…………… 36～45
15. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - ① 有価証券…………… 31
 - ② 金銭の信託…………… 33
 - ③ 金融先物取引等…………… 該当なし
16. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… 31
17. 貸出金償却額…………… 31
18. 法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨…………… 24



能美農業協同組合

石川県能美市粟生町ヨ1
〒923-1101

TEL.0761-57-3505 FAX.0761-58-6410